

事務連絡
令和6年4月9日

一般社団法人埼玉県弓道連盟会員 各位

一般社団法人埼玉県弓道連盟
専務理事 平野 博幸

弓道稽古における安全確保について

会員のみなさまには埼玉県弓道連盟の諸事業にご理解ご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、令和5年12月23日付埼弓連理第46号「弓道稽古における安全確保について」で、稽古は十分に安全を確保できる場所で行い、公園・河川敷等での稽古は行わないようお願いしたところではありますが、先日、一般の方も利用する可能性のある河川敷公園での稽古を行っている者がいるとの通報を受けました。通報の内容から見て、稽古を行っている者は今回が初めてではないようです。通報には稽古を行っている者の自家用車の車種等も含まれています。今後、同様のことが繰り返される場合には、稽古を行っている者を特定し事情をお聞きし、しかるべき対応をとらざるを得ないと考えています。

事故は想定外の状況で起こるものであり、弓道の稽古においては絶対に安全ということはありません。ましてや安全が確保されていない場所での稽古は一般の方たちの安全を脅かす行為であり絶対に許されません。会員のみなさまには自らの安全とともに周りの方々の安全にも十分配慮された上での稽古を行っていただくよう重ねてお願い申し上げます。

以上

添付資料

令和5年12月23日付埼弓連理第46号「弓道稽古における安全確保について」